第4回 海岸管理のあり方検討委員会

議事録

日時:平成25年12月16日(月)

 $15:30\sim17:30$

場所:中央合同庁舎3号館4階

特別会議室

【事務局】 定刻となりましたので、これより第4回海岸管理のあり方検討委員会を開催したいと思います。委員の皆様におかれましては、お忙しい中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。本日、司会進行をいたします【事務局】の○○でございます。よろしくお願いいたします。

本会議の議事につきましては、報道関係者の皆様に公開で開催させていただく予定ですが、冒頭のカメラ撮りにつきましては議事に入るまでとなっておりますので、よろしくお願いします。

本日は全委員ご出席でございますけれども、〇〇委員が若干遅れてお見えになるという ご連絡が入っております。また、水管理・国土保全局長につきましては所用で一旦退席を させていただく予定となっておりますので、ご容赦いただきたいと思います。委員の皆様 のご紹介につきましては、お手元の委員名簿でご紹介にかえさせていただきたいと思いま す。

早速ですが、資料のご確認をお願いいたします。上から順番に、議事次第、委員名簿、 配席図。資料1として、第3回検討委員会における主なご意見。

資料2として、平成11年海岸法改正からの経緯、補足説明資料。

資料3-1として、とりまとめ(案)。これは説明用として朱書きで下線が入っているもの。それと、資料3-2として下線を抜いた本文そのもの。

参考資料として、海岸管理における重点的に実施すべき課題への対応(案)となっております。不足等がございましたら事務局までお申しつけください。

恐れ入りますが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。○○委員長、以後の進行をよろしくお願いいたします。

【委員長】 本日は第4回の会議ということになります。前回までに、委員の方々にいただいた意見を事務局で反映をさせた上で、今、ご紹介ありました資料3-1、3-2、とりまとめ(案)というのができています。可能であれば今回、委員会としての取りまとめをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、きょうの議事ですけれども、1つです。今後の海岸管理のあり方について、 とりまとめ(案)等ということで、前回の主なご意見、とりまとめ(案)補足説明資料、 それからとりまとめ(案)の全てを事務局から一括してご説明をいただいた後で、委員の 方々からご意見を賜りたいと思います。 それでは、事務局からお願いいたします。

【事務局】 ご説明させていただきます。

順番が前後しますけれども、資料2からご説明させていただきたいと思います。

前回、とりまとめ素案を提示しましたときに、海岸法改正からの経緯についてレビューをして、特に環境面、利用面等についてレビューをすべきというご意見がありましたので、まず、こちらの補足説明資料のほうでご説明をさせていただきたいと思います。第2回目の資料とも若干かぶるところはございますが、簡単にご説明させていただきたいと思います。

1ページ目でございますけれども、海岸法の制定、昭和31年ということでございます。 昭和28年の台風13号が契機となりまして、愛知県を中心として、鹿児島から北海道まで、全国に及ぶ被害があったと。復旧対策として特別立法が制定されて、この災害への対策ということで特別立法が制定されて、特別の国庫負担率が適用される。それから、工学的にも計画潮位や波の打ち上げ高の検討等が実施されて、復旧計画が工学的に決められるということで、「海岸」史上特筆すべき台風と。これが契機となりまして、昭和31年に海岸法が制定されたということでございます。

2ページ目でございます。海岸法の改正ということで、平成11年、43年ぶりに抜本的な改正を行ったということであります。頻発していた油流出事故への適切な対応、あるいは自動車の乗り入れ等による海岸環境への悪化等から、こういった生息・生育環境を保全する制度となっていないこと。それから長大な海岸に対して、海岸保全区域以外の海岸については法律の対象となっていないこと等の問題があったということを踏まえて、平成11年に43年ぶりの抜本的な改正ということで、もともとは海岸の防護のための法律ということでありましたけれども、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸環境制度ということ。それから地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設。一般公共海岸の創設。国の直轄管理制度の導入といったことを主として改正が行われているということであります。

3ページでございます。海岸法以外、平成11年以降、主に関連する法律としては、1 つとしては海岸漂着物処理推進法の制定ということで、平成21年に公布・施行ということでございます。大量の漂着物の漂着によって海岸環境の悪化、あるいは海岸機能の低下等が懸念されるといったところで、他方、処理の責任が不明確であったりといったこと。 大量の漂着物があり、他の地域からの由来するごみが多いと、こういったことがあったと

いうことで、その責任の所在の明確化ということで、下から2番目の箱ですけれども、海 岸漂着物の円滑な処理として、処理等の責任として、海岸管理者は、海岸漂着物の処理の ための必要な措置を講じなければならないということ。そして、国及び地方公共団体は漂 着物の発生の抑制に努めるというふうなことで決められたということでございます。

4ページでございます。低潮線保全法の制定ということで、平成22年に公布・施行ということでございます。我が国の国土面積の11倍を上回る排他的経済水域、あるいは大陸棚の保全・利用を促進するということで低潮線の保全。それから拠点施設の整備といったことを実施するということで、基本計画の策定、目的のところに書いてございますが、基本計画の策定。それから区域においての必要な規制、特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全・利用に関する活動に必要となる港湾施設の整備、必要となる事項、こういったものが規定されております。

それから5ページ目でございますけれども、津波防災地域づくり法の制定ということで、 東日本大震災を契機として、将来起こり得る津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設。ハード・ソフトを組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進するということで、津波浸水想定の設定であったり、推進計画の作成であったり、津波防護施設の管理、それから津波災害警戒区域及び特別警戒区域の指定等を定めるといった法律が制定されております。

6ページでございます。これも先般ご説明したとおりでございますけれども、いのちを 守る津波防災地域づくりのイメージということで、先ほどいったようなものを図示したも のでございます。

7ページでございますけれども、これが今どういう状況になっているかということで、進んでいる事例ということでございますけれども、宮崎県において、津波防災地域づくり法に基づく推進計画の策定に向けた取り組みということが進められております。宮崎県、それから沿岸市町、それと地方整備局、これが、法律に基づき策定された津波浸水想定を踏まえて、その対策計画である推進計画を策定するといったことで、宮崎市、日向市をモデル市としてケーススタディを行うといったことで連絡会を設置して議論を進めているということであります。とりまとめ(案)のほうにも記載していますけれども、減災といった形で、これから総合的な調整を行っていくということを記載し、津波防災地域づくりではこういう連絡会等を設置して、関係者が協議すると、こういった取り組みが行われているということでご紹介させていただきたいと思います。

8ページでございます。平成11年の改正を受けてどのような取り組みが進められているのかといったことを、ここから説明させていただきたいと思います。地域の意見を反映した海岸整備の計画制度ということで、国が海岸保全基本方針をつくり、都道府県知事が海岸保全基本計画をつくると。これは各海岸管理者の案に基づき、関係住民、真ん中のところにありますけれども、第2条の3第5項、作成しようとする場合には、必要があると認めるときには関係住民の意見を聞くということで制度として組み込まれている。こういう手続を踏まえて、学識経験者、それから市町村、関係海岸管理者の意見を反映した計画をつくっていくと。これに基づいて、海岸保全区域の管理あるいは指定、直轄工事等々、具体の事業が実施させていくと、こういった制度になっていると。これが平成11年に改正されたということでございます。

9ページでございますけれども、それを踏まえて、現在はどのような形になっているかということで、国が定める海岸保全基本方針につきましては、平成12年に策定されています。個別の海岸において定める。全国71沿岸において、平成18年3月において全て策定ということで、右側に沿岸区分図が描いてございますけれども、こういった単位、全国71単位の沿岸において、全て海岸保全基本計画は策定済みということであります。

10ページでございます。地域の意見を反映した海岸保全の取り組みということで、千葉県の例ということでございます。千葉県が平成15年に策定した海岸保全基本計画の中には、地域の意向や特性に応じた海岸づくりを推進する。そのための地域会議の創設ということが定められています。千葉県では、この地域会議を通じて、関係する地元住民から意見を聞く。地域の意見を反映した取り組みといったものを現行制度の中で積極的に取り組んでいるということでございます。

千葉県の一宮の町では平成22年に会議を設置して、現在までに8回会議を開催して、 いろいろな住民の意見を反映した取り組みが進められているということでご紹介させてい ただきます。

11ページでございます。同じような取り組みで、宮崎県、宮崎海岸ということでご紹介させていただきたいと思います。合意形成・住民参加の取り組みということで、これは直轄海岸ですけれども、宮崎海岸は平成20年に直轄海岸として編入しています。もともと、地元のサーファー等との対立ということがありましたけれども、事業の合意形成を図るために市民との懇談会、勉強会を重ねて、談義所といったものを立ち上げるなど、砂浜の保全を目的として、三者が一体となって海岸事業を進めるということでございます。右

のほうにイメージの前後ということになっていますけれども、市民の意見を反映して、新たなコンクリート構造物はできるだけ減らす、豊かな環境を最大限残す、景観、漁業、サーフィン・散歩等の利用に配慮するといった形で、当初の養浜+ヘッドランドといった整備方式から、3基の突堤+養浜といったような形。それから埋設護岸、こういった意見を反映した海岸整備といったものを今進めているといった事例でご紹介させていただきます。

12ページでございます。ここからは、法改正を踏まえた環境、景観への取り組みということでご紹介させていただきます。

海岸景観形成ガイドラインということで、これは平成15年に国交省として取りまとめた政策大綱で、景観形成ガイドラインの策定というものがうたわれておりまして、平成16年には景観法が成立するといったことで、景観に配慮した事業の実施が求められている。こうした背景をもとに、良好な海岸景観の形成を図るために、行政関係者、まちづくりにかかわる市民等の整備、取り組みの方策を示すガイドラインが平成18年1月に、2省4部局で策定しているということで、こういったガイドラインに基づき、良好な海岸景観の形成を推進してきているということでございます。

13ページでございます。今回の東日本大震災からの復旧に当たっても、環境、景観に配慮した事業を進めているということでございます。河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き。この景観というのは環境を含む広い意味での景観ということでございまして、地域の景観に与える環境、影響への配慮。それから配慮の具体的な方法をわかりやすく示した手引きをつくるということで、生態系、地域性やまちづくり計画の考慮等を含む幅広い視点から配慮方法を記述しているということで、○○先生も入っていらっしゃいますが、景観検討委員会といったところで学識者の方々にもアドバイスをいただきながら、こういったものをつくって取り組みを進めているということでございます。

14ページでございますけれども、本省レベルだけでなく、国交省、それから地方整備局、宮城県、仙台河川国道事務所、あるいは県といった、それぞれの支分部局においても委員会等を設置しながら個別の環境への施策といったものを進めるといったことで事業を進めているということでご紹介させていただきます。

15ページでございます。砂浜の保全と回復を主体とした海岸整備の推進ということで、 11年の改正以降、砂浜の保全と回復を主体とした整備への転換ということで、これまで 消波工などとして使われていた異形ブロック等を沖合施設である離岸堤や人工リーフの構 成材料として有効にリユースし、防護機能の確保を図りつつ、環境負荷の低減を図る、あ るいは海辺へのアプローチ、空間利用といったもの、景観としての優れたなぎさを再生する、こういった取り組みを全国で進めているということであります。人工リーフであったりとか、ヘッドランドとか、こういった、景観上優れたもの、あるいは環境上優れたもの、こういったものを積極的に使うといった取り組みを進めてきているということでございます。

16ページでございます。自然共生型の海岸づくりの事例ということで、自然共生型海岸づくりとして、関係者間の合意形成、役割分担、他事業との連携、アダプティブ・マネジメント、こういったものを基礎としながら海岸に関する情報の蓄積・公開、ネットワークの構築や人材育成の基本方針とした海岸づくりを進めてくるといったことで、ウミガメの産卵と書いてございますけれども、生態系に配慮した海岸整備であったりとか、環境教育であったりとか、また千葉の事例でございますけれども、同様の取り組み。泉州(福島)海岸、大阪府の事例でございますけれども、ワークショップをやったり、現地調査をやったりということで、地域住民と調整をしながら海岸づくりをやっていくと、こういった取り組みも進められているといったところでございます。

17ページについては面的防護方式の採用による景観等への配慮といったことであります。これまで、11年以前ということですけれども、堤防や消波工のみで海岸を防護する線的防護方式といったものがとられていましたけれども、11年以降は、積極的に沖合施設や砂浜等を組み合わせた防護ということで、防護のみならず環境利用面からも優れた整備を行うと。例えば新潟港海岸でございますけれども、潜堤、突堤、養浜を組み合わせた面的防護方式により、海岸地形をより安定的、持続的に防護し、景観・親水空間にも配慮した海岸を整備してきているということでご紹介をさせていただきます。

18ページでございます。これも先般ご紹介したところでございますけれども、平成11年の改正で、占用の許可や行為の許可等、日常的な管理については、海岸保全区域や一般公共海岸において、本来の管理者と協議が整った場合には、市町村長が管理できるようになったと。市町村による日常的管理の導入といったことが改正でできるようになったということでございます。19ページに、その進みぐあいということで書いてございますけれども、市町村による日常管理の海岸管理の状況ということで、第5条6項といったものが海岸保全区域、37条3の3項というものが一般公共海岸でございますけれども、61海岸、あるいは26海岸で導入が進められてきているということでご紹介させていただきます。

20ページにつきましては、行為を規制する区域の指定ということで、公共海岸に該当し、かつ海岸管理者が指定した区域では、一定の行為を規制できるということになりました。そういった中で、行為を規制する区域の指定海岸数といったものが、海岸保全区域については12、一般公共海岸は1ということで進められてきているということでご紹介をさせていただいております。愛知県の遠州灘等では車両の乗り入れ等の規制が行われていると、こういったことでございます。

21ページでございます。これも先般ご紹介させていただきましたところでありますが、 占用等にかかる環境審査基準といったもので、幾つかの県、徳島県と鹿児島県においては、 審査基準の中に環境あるいは景観といったことをきちんと明記をして、その上で、占用あ るいは行為の規制といったものを審査するといった取り組みが進められているといったこ とで、ご紹介でございます。

最後、22ページでございます。環境調査ということで、海辺の生物国勢調査を紹介させていただきます。専門的な見地から、生物情報に関して統一された調査手法を定めるということで調査マニュアルを作成しています。平成15年の3月に、調査対象については水管理・国土保全局所管の砂浜海岸、しかも直轄ということで、原則5年に1回、下に書いてあるような項目の調査を行うということで進めております。結構膨大な調査をしなければならないということで、ここら辺については、また展開していく場合には簡易化を図る等々の工夫が必要かなと思っているということで、ご紹介をさせていただきます。

以上、補足説明資料について、平成11年からの経緯ということで簡単にご説明をさせていただきました。

引き続き、今後の海岸管理のあり方について、とりまとめ(案)ということで、今言ったことを踏まえながら、あるいは前回の議論の踏まえながら、修正を行いましたのでご確認をいただければと思います。資料の1と3がございますけれども、資料1を見つつ、3でご確認いただければと思います。

資料の3-1、めくっていただくと、文中に朱書きで下線が引いてある箇所が、前回いただいたご意見を特に反映した箇所ということでご紹介させていただいております。

全般につきまして、まず目次をごらんいただければと思いますけれども、前回、平成1 1年の海岸法改正からの経緯及び課題ということでレビューをするということ。とりまと めの構成についてレビューが必要であって、1章の前に置くということで、新たに、平成 11年の海岸法改正からの経緯と課題ということで項目出しをさせていただいております。 その中で管理、環境と利用について頭出しをして整理をしたほうがよいのではないかということで、2の(2)のところについて、「環境の保全・公衆の利用の適正化のための措置」ということで項目出しをしております。

それから、総合的な計画制度。制度とか合意形成の書き込みが少ないので項目を立てて整理すべきというご指摘がございました。これについては1の中の2の(1)として、「総合的な計画制度と合意形成」ということで項目出しをしているということでございます。

それから、予防保全とか、予算もない中で、非常に重要なのでもっと強調していいのではないかということで、予算のところについて、1の3といったことで「海岸の事業費の推移」といったものを記載すると、こういった形で海岸法改正からの経緯と課題について、新たに項目を立てて整理をするという対応をとっています。

具体の中身につきましてですけれども、「はじめに」でございます。2ページ、3ページといったところであります。減災とか予防保全の考え方についてもう少し強調したほうがいいということでございましたので、減災とか予防保全というキーワードを中に入れるような形にしています。

本文の3ページでございますけれども、前回、適切な区域設定とか、海洋基本法に定められている沿岸域の総合管理の流れとも関係しているので、全部海岸法の運用とか改正で行くのか、沿岸域の関係との法整備、他の関連法制と整理が必要、今後整理していくことが必要というご意見。

それから、制度間の調整を行って、現場が混乱しないようにというご意見。

それと、日本国内以外も、フィリピン、インドネシアなどのアジアの国々で共有できないかというご意見。

それから、よい事例、先駆的な取り組みについては海岸管理者の参考となるので付録と してつけられるといいと。

国や学会で議論しているものを早く現場に届けるということ。

東日本大震災での復旧に生かしてほしい、こういったご意見をいただきました。こういったものにつきまして、「はじめに」の最後のところに下線で引っ張ってあるような形で、本とりまとめの位置づけという形で整理をさせていただいております。

資料1の3ページ、それから資料3の4ページでございますけれども、海岸法改正からの経緯ということで項目をまとめさせていただいております。資料3の4ページですけれども、海岸法の制定と改正ということで、昭和31年に制定され、その後、海岸行政を取

り巻く時代の要請が徐々に変化し、こうした要請に対応するため、平成11年に海岸法が 改正されたと、先ほどご説明したような関連する主な法律を記載ということで、1ポツに ついては整理をしております。

2ポツ目、平成11年の法改正による措置の施行状況ということで、ここからが前回の 法改正、主なものとしては計画制度と合意形成等についてレビューをしていくということ でございます。

資料1の3ページでございますけれども、合意形成についてもう少し書き込むことができないのかと。市民がもう少し責任を持って参加するといったことを書き込むということで、ご指摘はいただいております。

資料3のほうでいきますと、2の(1)ですけれども、計画制度と合意形成ということで、国は海岸保全に関する基本的な指針となる基本方針を定め、都道府県知事は海岸保全基本計画を定めるということになったと。全国71の沿岸全てで海岸保全基本計画が定められていると。定めるに当たっては学識者の意見聴取及び関係住民の意見を反映させるための措置を講ずるということで、71の沿岸全てで委員会等により学識者の意見聴取が実施され、公聴会、住民説明会、アンケート等により住民への説明、意見聴取が行われているということを記載しています。

それから、地域住民が主体的にかかわるといったことで、今後、防災・減災、環境保全等を講じることができるようになるという側面もあるので、意見として、今後、当該計画の変更等に当たり、一層の積極的な参加を促すことが重要ということを記しています。それから、ご紹介しました千葉県、あるいは宮崎県のような例でございますけれども、一部の県では、より積極的な取り組みが進められているといったことをここに記載させていただいております。

また、5ページですが、東日本大震災における復興においても、地域の実情に応じたさまざまな取り組み、住民の合意形成を図りつつ、海岸保全施設の整備が進められているということ。意見として、今後の海岸事業の実施に当たっては、それぞれの地域の地形、まちづくりの方向性等、さまざまな要素を総合的に考慮して、地域における合意形成を十分に図っていくことが重要ということをしっかり書かせていただいております。

続きまして(2)ですけれども、環境、利用にかかるところということで、環境の保全・ 公衆の利用の適正化のための措置ということで記載させていただいております。中につき ましては、法の目的としてこれらが加えられたということ。そして砂浜の保全・回復を主 体とした海岸整備への転換、養浜による波エネルギーの減衰効果を利用した面的防護方式による整備が進められているといったこと。それから3ポツ目につきましては、一定の行為を禁止できるということで、現在、13カ所において指定されていると、先ほど説明したような中身を入れております。

それから占用許可の条件として、環境、景観に配慮するといった取り組みも見られると。 東日本大震災においても、手引きを策定するなど、景観、環境に配慮した整備が進められ ているということを記載しております。

意見としましては、今後の海岸整備の実施に当たっては、砂浜について、あまり指定が進んでいないわけですけれども、海岸保全施設に位置づける取り組みを進めるとともに、環境調査を実施。それから人工物以外の砂浜や自然地形の果たす役割についても検討して、環境、景観に配慮を十分に行っていくことが必要であると。また、利用面につきましてですけれども、行為を禁止する区域の指定等、公衆の利用の適正化を一層進めていくことが重要ということで、書かせていただいております。

(3) につきましては市町村による管理ということで、前回ご説明したところでございますけれども、後ろのほうから前に持ってきております。法改正の話を書きまして、6ページですけれども、現在の実施状況ということで、61カ所、26カ所において実施されているということ。これらについて、今後一層活用していくことが重要であるということを書いています。

また、次のポツですけれども、市町村が日常管理を行うことにより、防災・減災の意識 が高まるということで、市町村との情報共有、支援の充実、こういったものを、今後一層 連携の強化を図る必要があるということで記載をさせていただいております。

3ポツ、海岸事業の推移ということでございます。これについても、海岸事業については、近年では下がってきているということ。特に交付金につきましては、都道府県が行う海岸事業に関する補助金については、平成22年の交付金化が、その後、公共事業全体の交付金の減少率よりも大きく減少と。また、環境面についても全体の事業の縮小とともに減少傾向ということで記載をしております。

最後ですけれども、海岸事業については、国民の生命・財産を守る事業であって、国土を保全する事業と、こういった事業であって、全国の約9,600キロに及ぶ海岸、それと保全施設、こういったものを維持管理・更新していくということで、このような海岸事業の特性を踏まえて、必要な整備を進める必要があるということで、意見として書かせてい

ただいております。

以上が、レビューと今後の課題です。

2番目の項目出しとしては、重点的に実施すべき課題ということで、レビューとは別に、 さらに重点的に実施すべき課題という位置づけにさせていただいております。こういった 中で、資料1につきましては4ページから書いてございますけれども、前回の意見を主に 反映しているということであります。

資料1の4ページでございますけれども、壊れながらも被害を軽減するのに役立った堤防があるのだということをきっちり書くということで、これについては8ページの真ん中あたりに下線を引いてありますが、東日本大震災においては海岸保全施設の設計対象の津波高をはるかに超える津波が発生し、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持等で一定の効果がみられたものの、多くが被災し、甚大な被害が生じたということで、効果があったものがあるということをきちんと書くということで記載しております。

それから減災を強調するということで、戻りますけれども、7ページのところでございます。最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき対策を行うことが重要とされるということを書いてございます。

それから、資料3の9ページでございますけれども、減災という思想と、環境あるいは利用というものが両立し得る余地があるのではないかというご意見がございました。これについては9ページのところに、新技術を導入し、環境や利用と両立した整備を進めていく必要があるということで記載をさせていただいております。

また、(2) の沿岸地域の総合的な防災・減災対策の推進といったところ。ここについては住民の合意形成がかかわってくるのではないか、あるいは、地域の合意形成が得られれば、さらに堤防もつくれるといった、こういった合意形成を通じて弾力的に海岸保全ができるようになったということを書き込んでもいいのではないかというご意見を踏まえまして、10ページのところでございますけれども、地域の合意形成を通じて、背後の土地利用等に応じて弾力的に海岸保全を実施することも可能である。それから、地域の合意のもとに復旧する堤防の法線を変更したり、高さを下げたりしている事例もある、こういったことを書いてございます。

それから、意思決定の現場に十分な技術情報と技術支援を持っていくことが政策として 重要ということで、これについては国の役割に追記するということで、11ページでござ いますけれども、人材育成のための研修を行うとともに、情報提供等の地方公共団体への 技術支援を行う必要があると、こういったことで追記をさせていただいております。

資料1の5ページに移りますけれども、2ポツ、海岸の維持管理の充実といったところで幾つかご意見をいただいております。長期的な維持管理計画について、整備箇所、整備レベル、優先順位を決めて、予防保全に必要なコストの見通しを立てて、予算をきちんと確保すべき。これにつきましては、資料3の13ページの下から2番目のポツですけれども、長期的な視野に立って、施設全体の機能が確保されるよう整備箇所、整備レベル、優先順位等を定めて、必要なコストの見通しを立て、必要な予算を確保していくといったことを追記しております。

それから、適切な区域等の設定といった部分で、土地利用などの関係があるので、沖合だけではなく、陸域も含めた一体的な連続性が必要ということで、陸域を入れるということで、資料3の14ページですけれども、柔軟に陸域や沖合まで一体的に海岸を保全するということについて検討することも重要ということで記載しています。

それから (2) の海岸管理に対するデータ管理でございます。データベースについては 距離標などということで、海岸の座標軸を決めて整理をすべきということで、資料3の1 6ページでございますけれども、現地の距離標の整備と地理的な情報を工夫する必要があ る。

それから、昭和30年以降に緊急的に整備されたところについては、いきなり全体のデータベースをつくるのは難しいと。ロードマップをつくって、戦略的なデータベースをつくっていくということでいいのではないか。これにつきましては、その下ですけれども、昭和20年代から30年代に整備され、施設の正確な建設年、内部構造が残されていないものも多いことから、全てのデータベースを一度につくるのではなく、実施可能なロードマップを作成し、効率的・効果的に充実させていくという必要があると記載させていただいています。また、海岸統計がいいデータベースのもとになるので、これを活用すればいいのではないかといったこともその下に書いています。

国の役割について、きちんと整理していく必要があるのではないかといったことで、17ページに書いてございます。また、17ページだけでなく、前のほうにも国の役割についても若干充実をさせていただいているといった対応をさせていただいております。

- (3) の水門・陸閘等の効果的な管理体制の確保につきましては、特に意見がなかったので、変更はありません。
 - (4) 市町村、民間団体等との連携につきましては、海岸の環境情報の取得が難しくな

っているということで、人材育成の見通し、仕組み等を盛り込めないかということで、資料3の19ページでございますけれども、海岸管理の担い手として位置づけて、海岸管理者が情報提供とか技術的支援を行うことによって、連携を図る必要があるといったことを追記しております。

3ポツ、国土保全、沖ノ鳥島の保全の関係ですけれども、侵食対策について、文言の修正ということでございました。資料3の23ページですけれども、土砂収支の改善のための漂砂系単位で、土砂収支を調査し対策を検討ということで、おかしな言葉遣いをなくしております。

それから、安倍川の事例のように侵食が問題となっている海岸においては、土砂の主要な供給源となっている河川の計画をきちんとつくることが必要だということで、これにつきましては23ページと24ページに記載されております。24ページにつきましては、海岸侵食が問題となっている海岸においては、目標とする土砂収支を定めて、土砂の主要な供給源となっている河川を含めて土砂管理計画を作成する必要がある。こういったことを記載しております。

それから、沖ノ鳥島の保全につきまして、資料3の25ページですけれども、表現ぶりとして、ちょっとこなれていないところがありましたので、修正をしまして、超長期的には侵食により島自体が失われる懸念があるといった書きぶりにすると。それと、ハードでがちがちに固めるようなイメージがあるということでございましたが、そんなことはありませんので、環境モニタリングとか、環境監視等、環境保全の観点からの、やることみたいなものを追記させていただいております。また、自然の営力を活用した保全といった言葉を入れてはどうかということで、これについても最後のところで追記をさせていただいております。

地球温暖化については、海面上昇や台風の巨大化について、予測されるものも含めて、維持管理、更新時に考慮していくべきではないかということでございました。26ページですけれども、海面上昇や台風の巨大化についてあらかじめ見込んで対策を行っていくことが重要ということ。

最後ですけれども、沿岸土地利用の見直し等も重要であって、土地政策との連携を盛り 込んでほしいということで、市町村等への情報提供を行って、背後の土地利用と連携して、 対策を行っていく必要がある、こういった形で修正を行っております。

長くなりましたが、以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました資料1、2、3-1、3-2、全体を通じて議論をしたいと思います。どこからでも結構です。ご質問あるいはご意見がございましたら、ぜひお願いいたします。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

お願いします。

【委員】 環境とか合意形成、そして東北の目の前の現実への対応について、きちんと書き込んでいただきまして、どうもありがとうございました。また、環境分野についても、短い期間でしたがレビューをいただきまして、こうやってまとめてみると、いろいろやっていたんだなというのがわかると思いますので、この検討会をやって、いい機会だったと思います。まずは全体に対してのお礼です。

【委員長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。

お願いいたします。

【委員】 大分まとまってきたと思っております。前回は目次だけだったのを、今回は I を追加したということになっていまして、I は「平成11年海岸法改正からの経緯及び 課題」というタイトルになっていて、Ⅱが「重点的に実施すべき課題への対応」ということになっていますが、これをこのまま読むと、I のほうで課題を提起して、Ⅱでその対応 について答えるというような、そういうつながりかなと、タイトルを見て思ったのですが、必ずしもそうではなくて、Ⅱのほうはもっと、平成11年以前からというか、トータルの 海岸に対する課題と対応ということになっていますので、その後へのつながりがもう少し わかるように表現されたらいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員長】 それでは対応の基本的な方針について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 おっしゃられるように、I を受けてII という形ではないものですから、それぞれ独立して、I の課題等については基本的に平成1 1年のレビュー的なものから出てくるもの、II については、現時点で、これからさらに重点的に取り組むべき課題といったものを書いています。わかりにくくなってしまっていると思いますので、そこについては修正をさせていただきたいと思います。

【委員長】 内容としては、Iのほうも必要な整備を進める必要があるとか、この委員会の結論としてはこういうことをやる必要があるということですから、ぜひやってくださいという意味合いはあるんですけれども、IIのところで、それを重点的にという位置づけで取り出してあるということでいいんですかね。

【事務局】 はい。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 今のところは私も同じような印象を持ったのですが、「はじめに」の中に書き込めばいいのではないでしょうか。多分、この「はじめに」は前のバージョンのままですよね。なので、このレビューがあって、課題があって、さらに新たな課題も出てきてというような、対応しなければいけないものも出てきたということを、「はじめに」に書き込めばわかりやすくなると思います。

【事務局】 Iの前半部分については前のバージョンをそのまま引き継ぐ形に持ってきてしまって、後で前回の部分を追加しただけになっているので、おっしゃられるような形で修正させていただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。そのように考えましょう。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 資料2の中で紹介されたところについて教えていただきたいんですが、資料2の8ページで「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度」というのがあります。これは海岸法で、基本計画をつくるときには、こうやって会議を開いてやりましょうということで、どこでも実施されているということであるんですけれども、個別の事業にかかわるときに、これに似たような仕組みを奨励するというようなところは、どういうふうに担保するのかということですね。今回の取りまとめの中に、そういった合意形成についても書いていただいているんですけれども、やる気があったとしても、特に費用的なこととか、管理者のやる気がある場合、ない場合とかによって左右されてしまうので、もうちょっとシステム的に仕組みづくりを応援したほうが、ルーチンでやりやすくなると思います。そのあたり、ほかの部分もかなり意欲的に書いていただいているのですが、今後の新たな展開を、どういうふうに政策的に確固としたものにしていくかという、全体的な方針を、こういう地域の意見の反映とか環境などについて、個別でなくても結構なのですが、方向性を教えてください。

【事務局】 本文の中にも、例えば5ページのほうで、地域における合意形成を十分に行っていくことが重要という形で意見をいただいているところでありますので、こういったものを、より展開していく。まずはこの取りまとめを海岸管理者に周知しながら、こういう考え方、こういう意見が出ていますということを徹底していくということであります。 運用の中でいろいろと、私どものほうからお手伝いをしていくということだと思うんです けれども、全てをシステマティックにやると、それを必ず全部やらなければいけないということにもなってしまうので、なかなか難しいところもあるかと思いますが、助言であったりとか、そういった対応になるのかなと思います。

【委員】 少なくともやる気のある管理者がいて、かつ、現場で要望が出たときに、法的根拠だとか、あるいは予算づけのときに、それに基づいてやっていますという根拠が明確になっているほうがいいと思うんです。今回紹介していただいている先行的な事例というのは、やはり、個別の県の計画の中に位置づけがあるから、いざ、そういった会議を開くときに、予算執行する場合に、これを見てくださいという根拠資料をあらかじめつくってあるからできるところがあります。ですから今後、環境とか合意形成についても、できるだけ現場がやりやすくなるには、法改正とかでなくても、省令でも、運用のガイドラインでも、もうちょっとそこが、特に管理者のお金を動かす側がやりやすい、あるいは行政がかかわるときに、立場が見えやすいようなものにしていただけると助かります。

以上です。

【委員長】 法律とか、あるいは通達とか、そういう、やってくださいという義務的な言い方をするのもあるし、別の視点から見ると、教育なんかでよくやるグッドプラクティスがあれば、その情報交換をして、こういうふうにうまくいっていますというのを、それぞれ海岸管理者同士で学び合うことができるとか、そういうようなやり方もあるのではないかと思います。海岸の関係の方々が集まる機会というのもいろいろあると思いますから、そういうところを利用するとか、いろいろなやり方があると思います。

どうぞ。

【委員】 河川と比べて海岸は何が弱いかというと、今のような政策を、例えば事務次官通達とか、審議会の何とかとか、そういう、いざ、本当にやろうといったときに根拠となる文書が少ないと思うんです。それで、みんながいい人だといいんですけれども、時々、そうではない場合というのもありまして、例えば海岸法で、今の海岸保全基本計画をつくるときに、法改正のときには、当然それは全海岸管理者がやるべきだという前提で、特にマストにはなっていなくて、「公聴会などを開くことができる」と書いてあるわけです。ところが、ある海岸管理者におかれましては、自分は公聴会の必要はないと思っているという人がいまして、そうではないということを、ほかの事例も引きながらお願いして、やっとその必要性を理解していただけたということがあります。やはり、国内での情報格差というのはかなり存在するので、特にいろいろな海岸の問題が起きているのは郡部というか、

わりと東京から遠いところで起きやすく、紛争にまで至ってしまうこともあるので、わり と行政がやりやすいというのは、根拠が書いてあると、お互いに楽なんだろうと思います。

【委員長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。

【委員】 簡単なことで恐縮なのですが、書きぶりの問題で、資料3-1の9ページの上から5行目ですが、「試行錯誤」いう言葉がちょっと気になるので、試行はいいですが、やはり錯誤は困る。あってはいかんと思うので。

【事務局】 失礼しました。

【委員】 それから減災の問題は、やはり非常に難しい。ある意味で不公平の問題は必ず出てくるんですね、だからやはり試行的にやるということ。それから地域での、いろいろな意味での合意形成とか、あるいは制度設計とか、そういうことをやっていかないとだめだということですね。それからやはり現実的な減災のイメージ、そういうものをつくっていくことが重要だと思うのですが、書きぶりをちょっと変えるということで、お願いします。

【委員長】 どうでしょうか。ここは特に海岸保全施設における減災機能と限定されているので、試行錯誤というところを技術開発とか、そういう言葉で置きかえてしまうとか、 技術開発をしながら具体的な取り組みを進めていくというような、そんなニュアンスでしょうかね。

【委員】 はい。

【委員長】 では、そういうふうにしましょう。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 個別のことでも構いませんか。

【委員長】 どうぞ、お願いします。

【委員】 8ページの囲みの中なのですが、新技術の導入等について、上のほうは、語句はあれかもしれませんけれども、よろしいのですが、「例えば」のところからが、何かちょっと、ほかのところとトーンが大分違うのではないかと。ここまで囲みの中に入れる必要があるのかなと、私はちょっと疑問に感じたのです。

あともう一つあったような気がしますが、コンクリートの話もそうかな。沖ノ鳥島のと ころか何かだったと思いますけれども、ここまで囲みの中に入れる必要はなくて、むしろ、 後のほうできちんと説明されているのだから、それでよろしいのではないかなと思います。 何かちょっとトーンが、ほかのところとかなり合わないなという気がするのですが。

【委員長】 そうですね。私もそんな気がしますので、箱書きの中からは外すということで、きちんと下に説明がついていればいいですということにしましょう。

ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。

どうぞ。

【委員】 「試行錯誤」というところで、技術開発のときに、やってみたけれども、うまくいかなさそうとか、そういう場合があるわけです。それで、どういう書き方になるかというのは難しいと思うんですけれども、やはり早いうちに、これはもうだめじゃないかと思ったときに、引けない状態まで追い込まないということが必要だと思います。

今までの日本の公共事業の中で、技術的にこれはちょっとまずそうだと思ったときに、 予算がついてしまっているとか、議会でやりますって言ってしまったから、後に引けなく なっていると思い込んでしまうことが多かったんですね。だからそれを、新しい試みを奨 励するときに、しょっちゅう見直しをかけて、やり直せるような道を開くほうがいいと思 います。そうじゃないと、「税金を使ったので失敗しましたと言えません」みたいなことに なってしまって、昔ながらの、かなりクラシックなものを持ってきて、全然進歩がないと いうことになるんですね。これは海岸のことだけではないと思いますし、財務との関係も あるかもしれないのですが、ぜひ、そういった仕組みですね、アダプティブ・マネジメン トという書き方もあるんでしょうけれども、そういった、それを発見したときに早くやり 直せる、あるいは時間がたって、例えば5年たって、やはりこれはまずかったというとき に、それをまたやり直せるような仕組みを検討していただけるといいかなと思います。

【委員長】 ありがとうございました。

試行……、錯誤してはいけないんだけれども、「技術開発」という言葉の中に、「開発」という言葉ですから、これは少しずつ修正をして、手直しをしながらいいものにしていくというところがあるので、そういうニュアンスが少し出るようにしてほしいというご意見だったと思います。

ほかはいかがでしょう。お願いします。

【委員】 細かいことで大変恐縮なのですが、5ページです。5ページの(2)の上から4つ目のポツですが、「一部の海岸管理者においては、海岸法第7条の規定による占用許可等の条件として」とありますが、これは先ほどご紹介いただいているものですよね。

【事務局】 はい。

【委員】 審査基準のことだと思いますので、「条件」というと、読む人が読むとまた別の意味合いがありますので、ここは「基準」と改めていただければと思うのと、あとは占用の許可等の「等」というのは、何か意味が込められているんでしょうか。

【事務局】 行為の規制とかですね。

【委員】 行為規制ですか。あれは7条でしたっけ。

【事務局】 7条ですね。占用と、あと行為の規制。占用が7条の1項で、先ほどの補足説明資料の21ページですけれども、7条の部分と8条の1項の部分という意味で、「等」という形で書いたのですが。

【委員】 そうですか。では7条、あと……。

【事務局】 書き方については、正確にさせていただきたいと思います。

【委員】 そうですね、そこが1点と。あともう1点よろしいでしょうか。

【委員長】 はい。

【委員】 予防保全という概念ですけれども、最近、いろいろ使われてきているようなのですが、もともとあれですかね、流れからすると海岸法の制定と改正を経てきたけれども、例えば海岸保全施設等では、予防保全という考え方はあまり前面に出てこなかったと。ところが3.11以降、この予防保全という考え方に根差して、これから推進していくべきだという、そこまで特に言い切っているわけではないということですか。

【事務局】 3.11というより、もともと戦略的維持管理とか予防保全という流れはあったんですけれども、笹子トンネルの事故とかもございましたので、そういった中でさらに加速されたという。3.11というよりも、その後のという、そういう意識でございます。

【委員】 わかりました。

【委員長】 よろしいでしょうか。予防保全というのがさらに重要になってきたので書いたという、そういう位置づけでよろしいですかね。

【事務局】 そうです。

【委員長】 ほかに。

【委員】 多分、予防保全と書いたときに、今までは壊れたら災害復旧で100%国庫補助でやろうというような思想が蔓延していたので、その部分を、どういうふうに体質を変えるかというのが大事だと思うんです。これ、やはり100%補助が出るまで待ってしまうので、壊れたときはかなり悲惨になるので、予防保全を政策的に動かすときに、補助率とか現場的なところをどうするかという、そのビジョンがもしありましたら、お考えを

伺いたいと思いますし、それは結局、ここの海岸だけで決められなくて、あらゆる災害復旧と関係するので、そういった、特に東北のことで議論になっていると思うので、何らかの改善の議論がありましたら、ご紹介いただけたらと思います。

【事務局】 お金のほうで災害復旧制度はございますけれども、なかなかそこをいじるのは難しいと思うのですが、他方、今回、データ管理の徹底という形でデータベースをつくったり、あるいは修繕、点検の履歴をきっちり残すといったことのご意見をいただいていますので、そういう中できちんとチェックをしていくということで、壊れているものはきちんと把握をして、適切なタイミングで直していくということが進んでいくのではないかと思います。

【委員】 私が補助率にすごくこだわるのは、やはり現場のお金を管理する人は、データとともにそこの制度が改善されたら、逆にどんどん応募してくれると思うんです。そして早目に手当てしてくれるようになりますので、ぜひそこを、いい制度を海岸のほうから災害復旧全体に提案していただきたいということが1つ。

もう一つは、北海道、沖縄だとか、補助率が高い施設をつくりやすい海岸というのがあるんですけれども、そこはどうしても過大設計になりがちで、侵食対策とか高潮とか、レベルの高いものを要望すると補助率が高くなって、結果的にお得みたいな状態になってきてしまうので、どうも現場にそぐわないと思って見ると、そういう可能性というのはあるんです。ですから現地の状態に則してというときに、本当は現場にいろいろな、北海道とか沖縄の海岸に則した創造的なアイデアがあるのですけれども、今言ったようなことで、お金を考えて、そういうふうにしてしまっているので、ぜひこれは、海岸だけの問題ではなくて、北海道、沖縄はほかもそうなので、そこらしい景色を戻すとか、そこらしい環境や生活文化を戻すには、ぜひそこも、すぐにではなくても、将来的には検討していただけるといいと思います。

【事務局】 補助率のところ、特にそっちが高過ぎるとかというのはなかなか難しい議論だと思うのですけれども、その現場に合ったものを使っていくことは大事だと思いますので、そういうふうなことをまた検討させていただきたいと思います。

【委員長】 今、予防保全という概念が出てきましたけれども、基本的に予防保全をやったほうが合理的なのだという方向から、今のシステムをもっともっと合理的に運用できるようにしてほしいということを言い続けながら、一方で、予算の仕組みというのはなかなかすぐに、がらっと変わるわけではありませんので、1例でも2例でも、例をつくりな

がら、それを1つの大きなうねりにしていくという、そういうことをぜひお願いしたいと 思います。

どうぞ。

【委員】 すいません、また予防保全の話ですけれども、これまでの議論の流れとしては、予防保全というと基本的には海岸保全施設の設置というところ等に絡んでいるということだと思いますが、例えば占用許可基準ですとか、先ほどの行為規制の中にも予防保全のあり方というものを織り込んだ形での運用というところも、やはり1つの視点になるのかなと思いました。1つの法的概念というところにも実は絡んでくるものかなというふうに、感想ですけれども。

【委員長】 それは、おっしゃるとおりの内容を含んでいるということでいいですね。 どうぞ。

【委員】 今、先生方のお話を聞いていて、頭が少し混乱してきたのですが、管理といった場合、PDCAを回さないといけない。このPDCAいうのは一言も出てきていないのですが、誰が回すのかという話が出てくるんですね。

多分これは地域会議とか、それぞれ、いろいろな場所で、PDCAを回す管理主体が、恐らくまた違ってくるんだと思いますが、国全体として、あるいは国交省としてのPDCAは一体何なのかと考えたときに、まず1つは海岸保全の基本方針、これがPに相当するのかな、で、Dが何でと、そうすると、やはりこのデータベースを集めてくることの意義というのは、いろいろなところでいろいろな問題が出てくるけれども、これは国土全体として、1つの政策課題とか、そういうものが出てきて、それを、先ほどから出ている補助金とか、重点政策とか、そういうふうなところにつなげていくというのが、国としてのPDCAのありようであって、データベースはそのために必要なのだというような位置づけでいいのかどうか。

【委員長】 基本的には、海岸の場合は国が海岸法に基づいて海岸保全基本方針をつくるというのがありますし、それから海岸保全基本方針に基づいて、各海岸管理者が海岸保全基本計画を立てるというのがありますので、それぞれがPDCAをやらなければいけないということだと思います。

それで、それぞれについて、海岸保全基本計画についても、第1期は全ての71沿岸についてできているわけですけれども、想定しているのは、いつかまた、これをローリングしていくということが想定されているので、PDCAという言葉はここでは使っていない

のですが、ローリングをするという中に、1回、海岸保全基本計画をつくり、それをまた実施してみて、チェックをして、新しい計画に改定をしていくという作業があって、それが、私が見たところでは、3.11はやや部分的なところで、防護というところについては1つのサイクルが回ったという状態ではないかと思います。環境利用のところはまだ十分に、1つのサイクルが回ったかどうかというのは、それぞれ、一つ一つ見てみないとわからないわけですが、全般的に私が見た範囲では、そこまではまだ手が回っていないという状況なので、先生のご指摘に関しては、海岸保全基本計画を定期的に見直しというようなところにPDCAのサイクルが入るということではないかと思います。それをぜひ、国もそういうことを指導しながらやってほしいということだと思います。ですから、PDCAという言葉は必ずしも入っていないけれども、そこに入っているという考え方ですかね、ということだと思います。そんなことでいいですか。

【事務局】 PDCAについては先生がおっしゃるとおりだと思います。維持管理で、 予防保全をどうやって確保していくかといったところについては、国の役割といったところに、まだちょっと弱いのかもしれませんけれども、書いているつもりでして、例えば1 4ページについては、国が維持管理を確保するための仕組みをつくると、技術基準をつくっていくと。スタンダードをつくって、これにのっとってやってほしいということを提示して、マニュアルをやっていくといったことを書いているということ。

それから17ページですけれども、国が継続的に波や地形情報と、ここはもう少し踏み込んで、維持管理の状況なのかもしれませんけれども、きちんと収集・分析をして、必要な施策を打っていくと、こういったことで国のスタンダードをつくり、施策を実際にしていくと、こういった役割を進めていくといったことができないかなと思っております。

【委員】 はい。

【委員長】 そのためのモニタリングも、それを出発点にするためにモニタリングを、 ぜひきちんとやりましょうということですね。それは前回も、○○先生からご指摘いただ いたと思います。

ほかにいかがですか。どうぞ。

【委員】 今、データ管理のお話がございました。見てみますと、基本的には波や地形という物理環境を念頭に置かれていると思うのですけれども、生物とか水質、あるいは海岸管理者としてやっていただきたいという法律ができた海ごみとか、あのあたりの環境分野については、どういうデータの集積や活用を想定されているでしょうか。

【事務局】 書いてないのですけれども、国として集めるデータというのをどうするのか、取捨選別はしていかなければいけないと思いますけれども、環境分野も含めて、国として集めるものについてはデータを収集・分析するといったこと、これからやっていく必要があるのかなと思っておりますけれども、ちょっと具体に、これというものを何にするかというのはまだ定かでないという状況であります。

【委員長】 例えば1つの考え方は、きょうご紹介があった、環境調査をやっているんだけれども、これを進めたいということが1つありながら、それをフルスペックでやるとなかなか大変なので、少し簡略化するようなことも考えていただけるといいのではないかと思います。

まさにご指摘のとおりで、この資料の2の最後の海辺の国勢調査のマニュア 【委員】 ルができたときに、あまりに大変そうで、あまりにお金がかかりそうなので、大半の海岸 管理者が引いてしまったという悲しい歴史があります。管理手法は、いろいろと専門家も 入って開発したほうがいいと思いますし、見るべき項目を、先ほどのPDCAサイクル等 を含めて、あらかじめ、関係する人できちんと決めておけば、管理と生物の話、利用が一 体化したような事例が出てくると思います。具体的には、私がそういう意味で頑張ってい るなと思うのは、北海道の野付崎の海岸なんですけれども、そこはエコ・コースト推進協 議会というのをつくっておられます。これは海岸法の改正直前ぐらいからエコ・コースト 事業というのをやれるようになって、その中で住民参加型エコ・コーストという、さらに 協議会をつくるタイプのものができたんです。その適用をかけられまして、沿岸がかなり 長いので、フルスペックでやると大変なので、常にそういうところを見ていらっしゃるよ うなネイチャーセンターとか漁業者とか、ナチュラリストの人に聞きながら、生態系の情 報や利用、産業のことも含めてフィードバックがされるようになっています。かつ、それ はきちんとしたモニタリングに支えられていて、多分20年間ぐらい検討をやっているの ですが、5年に一遍委員会を開いて、レビューをして、そのレビューの中に、徐々に住民 からの、そういったエコ・コースト協議会の結果が入ってきて、委員会も、海岸管理者だ けではなくて、協議会のほうにまた意見を聞いて、環境利用の部分の情報を充実させてい くというサイクルができつつあるんです。ですから、先ほどの管理とある程度絡めると、 環境の情報分野はわりといいところに絞れると思いますので、事例などを見ながらご検討 いただけたらと思います。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

もし、ほかに特にご意見がないようでしたら、きょう、ご意見を幾つかいただきましたけれども、私が見たところでは、私と事務局とでいただいたご意見を反映させた最終版をつくることができるかと思いますので、もしよろしければ、最終版をそのようにつくらせていただいた上で、委員の皆様方にはその結果をお送りして、最終版とさせていただくというような、そんな手続で最終版をつくらせていただいていいでしょうか。主にご意見をいただいたところ、第1点は入ってよかったというご意見をいただいたと思いますし、文言等で、条件を基準に変えるとか、あるいは箱書きの部分を外に出すとか、それから技術開発のものとか、この辺は大体修文はできると思います。

それからPDCAについても、モニタリングという中に、そういう目的的なところを書き込んでやるということで対応ができるかと思いますので、あとで議事録をきちんと調べながら、どこを対応するかを精査して、最終版をつくらせていただく、その上でファイナライズをしていくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、このあり方のとりまとめについては以上のようなことで最終版をつくるということで進めさせていただきたいと思います。

4回にわたって議論をいただきましたけれども、特に前回ご指摘いただいた、99年、 平成11年の海岸法改正があって、防護・環境利用というふうに目的が定まって、それを 含めていろいろなことが新しく変わったと。それが、この委員会でレビューができて、ど ういう状況になっているかということもわかりました。その上で見てみると、まだまだや らなければいけないこと、推進しなければいけないことが幾つか出てきましたので、それ を第一編に書き込んだという位置づけだと思います。その中でも特に、近々に出てきた話 として第二編に3つの項目がまとまっていて、1つは、3.11を受けて減災というのが一 一実は3.11前も減災という考え方は当然あったと思っていますし、海岸保全施設をつく っても、ハザードマップを整備したりして、避難体制も整えるというのは前からやってい るわけですが、しかし、減災という明確な言葉が相当な重みを持って出てきたというのが 3.11以降ですから、そういう意味では、海岸保全、あるいは海岸の管理のあり方という のも、かなり変わったと言えるので、そこを1つ特出しにしたということ。

もう一つは、海岸の維持管理というのが、特に取り上げなければいけないような情勢に なってきた。これは戦後、津波や高潮に相当やられて、きょうもご紹介がありましたが、 昭和28年の13号台風があり、1960年、昭和で言えば35年ですけれども、チリ地 震津波があり、34年には伊勢湾台風がありという、そういうことで、海岸保全施設の延 長が急激にふえたのが、それの後ぐらいの時期で、そのものが、そろそろ50年を超えよ うとしているということもあって、維持管理というのが非常に重要なところになってきて いるという、そういう情勢も受け、そして国土保全については、国内の問題でもあるし、 国際的な問題として、特に最近重要な事項になってきていますので、この3点を、私たち の委員会としては重点事項として特出しをしたということになろうかと思います。

きょう、話題に出た沖ノ鳥島というのは、南鳥島と並んで200海里、排他的経済水域の確保という意味では大事なところではあるんですが、私の見方からすると、きょうも図面がありましたけれども、沖ノ鳥島の重要性は、伊豆・小笠原から続く200海里と、それから大東島から続く200海里と、ちょっと重なっているところが非常に重要でして、ちょっと重なっているがために、どこにありましたかね、4ページでしたか、ちょっと重なっているがために、その北側の四国海盆と言われている海域が、日本の200海里を超えた大陸棚として国連で認められるというのが、非常にわかりやすい海域になっているので、実は、重なっているがためにもっと影響力を持っているのではないかと私は感じています。そういう沖ノ鳥島を、ぜひ保全をしていかなければいけないというのが3番目であったということだと思います。

それも含めて、レポートが大体まとまるという見込みがつきましたので、委員の皆様方と事務局の方々には心から感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

どうぞ。

【委員】 すいません、短い時間で本当によく取りまとめていただいたと思います。海岸に関しては本当に、今までも国民的議論はあったんですけれども、今ほどそういうことはなかったと思いますので、お手間だと思いますが、ぜひパブコメをやっていただけたらいいかと思います。パブコメをいただいて、すぐに修文ということは難しいと思うのですけれども、多分、この機会にパブコメをいただくことで、こんな意見があるのかという、やはり、今後の政策の進め方の参考になる情報というのはあると思いますので、取りまとめた結果が大きく変わるということはないと思いますけれども、それでも、ぜひパブコメをとっていただけるように、一委員としてお願いしたいと思っています。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

最後に、委員から感想などありましたらお願いしたいと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは進行役を……、【事務局】、どうぞ。

【事務局】 今、パブコメのお話がございました。きょう、お示しさせていただいたものでご意見をいただいて、基本的に、これは本検討会の意見としてまとめていただいて、最終的には先生のご意見をいただいたものでまとめさせていただくと。その後、我々はこれを受けて、実際に何ができるのかというところ、実際の行政に移していくところで、先ほど○○先生がお話をされたPDCAをどう回していくのかという作業に移っていくということになります。その段階で、今回いただいたとりまとめ(案)を踏まえて、行政として何をするかということを踏まえた上で、それについて、いろいろな形で国民の皆様方のご意見を聞くという機会を持てると思いますので、この取りまとめでパブコメということではなくて、実際にアクションに移すところで、国としてこういうことをするけれどもというところでご意見をいただくという形で進めていきたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【委員長】 ありがとうございました。

ほかに何か、感想などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、進行役を事務局に戻したいと思います。

【事務局】 ありがとうございました。

最後に、委員会の閉会に当たりまして、事務局の水管理・国土保全局、〇〇よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】 一言御礼を申し上げたいと思います。

委員長をはじめ、委員の先生方には本当にお忙しい中、4回にわたりまして熱心にご議論をいただきましてありがとうございました。短い期間ではございましたけれども、本当に貴重なご意見を賜り、きょう、取りまとめをしていただくことができました。感謝申し上げます。

委員長からおまとめをいただきましたので、改めて申すまでもないのですけれども、平成11年の海岸法改正から14年経過をしております。この間の経過、さらには課題を踏まえまして、大きな3つの柱ということで、重点的なテーマ、課題について取りまとめをいただきました。1つは防災・減災対策、2つ目が維持管理、そして3つ目が国土保全、

こういった点について喫緊に取り組んでいくべきという取りまとめというふうに認識をしております。私どもとしても、非常に大事な課題と思っておりますので、これからこの取りまとめを踏まえまして、制度面での改正、また運用改善、そういったものについて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。引き続き、委員の先生方のご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

取りまとめの資料につきましては、委員長のご指導をいただきながら修正し、速やかに 委員の皆様方にご報告し、インターネット等を活用しながら公表していきたいと思ってお ります。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。